諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和８年３月１０日（令和８年（行情）諮問第２８３号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７４５号）
事件名：特定の審理において特定の判断に至る過程を合理的に跡付け又は検証することができる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和７年１２月２２日付け防官文第２９１２１号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付書類は省略する。

（１）審査請求書

ア　原処分は、行政手続法の適用を受け、同法８条の規定に基づき、理由の提示が求められます。当該理由の提示の機能の一つとして、「処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えること（争訟提起便宜機能）である」（最判昭和３７年１２月２６日）とされます。「提示する理由の内容及び程度は、特段の理由がない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる処分がなされたかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に抽象的に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的な事実関係をも当然に知り得るような例外の場合を除いては、法の要求する提示として十分でない」（最判昭和４９年４月２５日）とされます。（行政手続法事務取扱ガイドライン（Ｖｅｒ．１）（令和６年３月　総務省行政管理局）第３　４　理由提示（１）及び（３）から）。

イ　原処分において示された「不開示とした理由」には、処分庁が情報公開・個人情報保護審査会への理由説明書では説明するであろうレベ

ルの情報であって、審査請求人の不服申立ての便宜となる、存否応答拒否とした事実関係に関する情報は記載されておらず、審査請求人の不服申立てに困難を来たしています。（何故に、処分庁が審査請求人の不服申立ての便宜のために開示可能な情報を開示しない中で、審査請求人が、開示請求をした文書の存否を明らかにすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるケースを種々推測し、推測を外した場合を含めそれらのケースに反論しなければならないのでしょうか。）「請求のあった行政文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるのかをできる限り具体的に提示することになる」（厚生労働省　存否に関する情報が不開示情報となることに関する判断基準（法第８条関係）２から）ことは、処分庁においても、可能なものです。

ウ　審査請求人が不服申立てに困難を来しており、「お願い」（６（３）添付書類②（略））により情報提供を求めましたところ、処分庁は、個人識別ができることにより存否応答拒否しましたとの趣旨の法律上の根拠に関する情報を、８年１月６日、電話により口頭にて、提供しましたが、審査請求人の不服申立ての便宜となる、処分庁が提供可能な事実関係に関する情報を提供しませんでした。

エ　また、７日の電話にて、処分庁は、理由を説明することなく、理由の記載に不満がありましたら、それを含めて審査請求をするようにとの教示がありました。（５（３）参照（略））

オ　「判例及び学説上、申請に対する処分における理由提示義務の懈怠があった場合には、当該処分は取り消されるべきと解されている（最判平成２３年６月７日）。（前掲ガイドライン第３　４　理由提示（１）から）

処分庁は、審査請求人が明確に情報提供を求めているにも拘わらず、審査請求人の不服申立ての便宜のために、容易に説明できる（処分庁が、情報公開審査会に説明するであろうレベルの事実関係は、審査請求人の不服申立ての便宜のために説明できるものと考えられます。）であろう事実関係を、敢えて説明することを拒否しており、理由提示義務の懈怠は明らかで、前述判例及びガイドラインに基づき、原処分は、取り消されるべきです。なお、取り消された後に、処分庁は、改めて、行政手続法８条の規定が求める程度の理由を提示した処分をし直すこととなるものと審査請求人は認識しています。

（２）意見書

ア　審査請求人は、諮問庁による行政手続法８条の規定に基づく理由提示義務の懈怠により、最高裁判例（昭和４９年４月２５日、平成２３年６月７日）及び行政手続法事務取扱ガイドライン（Ｖｅｒ．１）

（令和６年３月　総務省行政管理局）のとおり、原処分の取消しを求めています。（上記（１）ア及びオ参照）。

イ　原処分が行政手続法の適用があることに争いのないところ、諮問庁は、法の規定により、原処分の妥当性を主張しますが、法上の妥当性が、行政手続の一般法たる行政手続法８条の規定に基づく理由提示義務を免除又は軽減するものではなく、理由説明書３の「原処分を維持することが妥当」との主張は、失当です。

ウ　諮問庁は、行政手続法８条の規定が求める内容及び程度の理由提示がなぜできないのか又は原処分における理由提示が行政手続法８条の規定上十分であることも説明すべきところ、説明しておらず、本件において、「特段の理由」等（前述最高裁判例参照）が存在しないことが確認されました。したがって、審査請求時と同じく、行政手続法８条の規定に基づく理由提示義務の懈怠により、前述最高裁判例及びガイドラインのとおり、原処分の取消しを求めます。なお、原処分が取り消された後、改めて、行政手続法８条が求める内容及び程度を満たす理由が付され新たな処分がなされるものと、審査請求人は、想定しています。

エ　また、審査請求人は、諮問庁の原処分が法上は妥当である可能性はあると思いますが、理由説明書２の説明によっては、法５条１項及び８条の規定の該当性の妥当性を判断することは、諮問庁からの理由説明が不足しており、諮問庁以外の者には、不可能であると考えます。そのため、貴情報公開・個人情報保護審査会が、存否応答拒否の妥当性について、貴審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させることは、本審査請求の場合、審査請求書において行政手続法８条の規定に基づく理由提示義務の懈怠との指摘を受けているにもかかわらず、直接弁明せず敢えて理由提示義務を懈怠し続ける一方当事者の諮問庁を助けることとなり得ますので、貴審査会から更に確認することなく、諮問庁が自ら行った理由説明のみによって、両当事者の主張の適否当不当を貴審査会が判断していただきますようにお願い申し上げます。なお、仮に、理由は不明ですが、存否応答拒否が妥当であるとしても、行政手続法８条の規定に基づく諮問庁による審査請求人に対する理由提示義務の懈怠は治癒するものではなく、いずれにせよ、前述最高裁判例及びガイドラインのとおり、原処分は取り消されるべきものです。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、当該請求に係る行政文書については、令和７年１２月２２日付け防官文第２９１２１号により、法８条の規定に基づき存否の応答を拒否する不開示決定処分

（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

２　法５条該当性について

当該請求に係る行政文書の存否を明らかにした場合、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせることとなるため、法８条の規定に基づき、その存否の応答を拒否することとした。

３　審査請求人の主張について

審査請求人は「処分庁は、審査請求人が明確に情報提供を求めているにも拘わらず、審査請求人の不服申立ての便宜のために、容易に説明できる（処分庁が、情報公開審査会に説明するであろうレベルの事実関係は、審査請求人の不服申立ての便宜のために説明できるものと考えられます。）であろう事実関係を、敢えて説明することを拒否しており、理由提示義務の懈怠は明らかで、前述判例及びガイドラインに基づき、原処分は、取り消されるべきです」等として、原処分の取消しを求めるが、上記２のとおり、本件対象文書については、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした場合、法５条１号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせることとなるため、法８条の規定に基づき、その存否の応答を拒否したものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年３月１０日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年４月１日　　審査請求人から意見書を収受
④　同年１０月２６日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで、法５条１号の不開示情報を開示することとなるとして、法８条に基づき、その存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

２　存否応答拒否の妥当性について

（１）原処分において、本件対象文書を存否応答拒否により不開示とした理

由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね次のとおり説明する。

ア　本件開示請求文言にいう「懲戒処分に係る審理」とは、自衛隊法施行規則７１条に規定する「審理」を指すものと解した。

イ　海上自衛隊特定機関における自衛隊法施行規則７１条の審理の議事や開催実績については、対外的に一切明らかにしていないが、当該審理は、原則として被審理者が同席の上で行われることから、特定年月日に審理が行われたことが明らかになると、当該被審理者の勤務状況を知る同僚等の一定の関係者に当該被審理者である個人が推知されるおそれがあり、当該個人が懲戒処分に係る審理を受けた事実が推知されることとなるため、当該個人に関する通常他人に知られたくない機微な情報が明らかにされることとなるから、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

（２）以下、検討する。

ア　当審査会において、関係法令を確認したところ、自衛隊の隊員の懲戒処分については、自衛隊法施行規則に、調査、審理、証拠調、懲戒処分の宣告等の手続が定められていることを踏まえれば、諮問庁が、本件開示請求文言の「審理」の趣旨として、上記（１）アのとおり解したことは首肯できる。

イ　本件対象文書の存否を答えることは、海上自衛隊特定機関において特定年月日に懲戒処分に係る審理が行われ、特定の判断が行われたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を開示することと同様の結果を生じさせるものと認められる。

懲戒処分の審理については、自衛隊法施行規則等に公表すべきとする定めはなく、その開催や内容は公表されていないものと認められる。しかるに、仮に本件存否情報に係る事実が存在するとして、これを公にすると、当該審理の行われた機関と年月日が明らかになることにより、当該審理の対象となった者（被審理者）の勤務状況を知る同僚等の一定の関係者に当該被審理者である個人が推知されるおそれがある。本件存否情報に係る事実は、当該個人にとって通常他人に知られたくない機微な情報であるということができるから、本件存否情報を公にすることは、当該個人の権利利益を害するおそれがある旨の諮問庁の上記（１）イの説明は否定し難く、本件存否情報は、法５条１号本文後段の不開示情報に該当すると認められる。

そして、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、法５条１号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法５条１号の不開示情報を開示することと同様の結果を生じさせることになるため、法８条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

なお、審査請求人は、原処分には理由提示の不備がある旨主張していると解されるが、当審査会において、原処分に係る行政文書不開示決定通知書の写しを確認したところ、「不開示とした理由」には、法５条１号に定める不開示事由に該当する旨明示されており、本件存否情報の内容を踏まえれば、本件対象文書を不開示とした根拠を了知することは可能と認められるため、原処分の理由提示に不備があるとはいえない。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法５条１号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員　小野瀬厚、委員　徳本広孝、委員　野田　崇

別紙

本件対象文書

特定年月日に海上自衛隊特定機関で開催された懲戒処分に係る審理において、特定の判断が行われたことについて、公文書等の管理に関する法律第４条等に基づき作成が義務づけられている経緯を含めた意思決定に至る過程を合理的に跡付け又は検証することができる文書